

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

学校保健安全法（2009 年施行）には、養護教諭の必要性と役割が明記されていますが、いまだに養護教諭が未配置の学校があります。子どもたちをめぐる状況は、貧困、いじめ、自殺、虐待、不登校や発達障害など深刻になっています。子どもの顔が見えて、名前がわかるには、児童生徒数 300 人に対し養護教諭を 1 人配置することが必要だと私たちは考えます。

東日本大震災と福島第一原発事故の発生から 9 年、熊本地震から 4 年がたちましたが、今も避難生活を強いられている人々がいいます。また豪雨などの自然災害が相次ぎ、被災地における子どもたちへの対応は最優先に行わなければなりません。そして今年も、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、国民のいのちと健康が大きな危険にさらされています。学校においてもいのちと健康を守り、子どもたちに安心・安全を保障することが最優先となっています。

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのはすべての大人の願いです。子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、教職員の人的配置など教育条件の整備が不可欠です。

養護教諭の大幅定数増を盛り込んだ新たな定数改善計画を策定し、全校・全課程配置、複数配置を拡大するよう、次の事項を国の責任において実施することを強く求めます。

《要求項目》

- 1 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・特別支援学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・全園配置を早急を実現すること。
- 2 現行の複数配置基準（小学校 851 人、中学校、高校 801 人、特別支援学校 61 人以上）を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」300 人以上に引き下げる。特別支援学校には学部ごとに 1 人以上配置すること。
- 3 学校教育法附則第 7 条（小学校、中学校及び中等教育学校には、第 37 条、第 49 条、第 69 条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる）を削除すること。
- 4 災害時などの緊急事態発生時の学校には速やかに複数配置すること。
- 5 各都道府県の大学に養護教諭の 4 年制養成課程・修士課程を設置するよう要請すること。

氏 名	住 所

* この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。

* 同一住所の場合も、同上とせずご記入ください。